

諮問日：平成28年1月13日（平成27年度（情）諮問第6号）

答申日：平成28年3月23日（平成27年度（情）答申第6号）

件名：神戸地方裁判所における，どのような場合であれば，破産債権者の免責意見を無視することになっているかが分かる第3民事部裁判官の申合せ事項に係る文書の不開示判断（不存在）に関する件

## 答 申 書

### 第1 委員会の結論

「どのような場合であれば，具体的な免責不許可事由を主張している破産債権者の免責意見を100%無視することになっているかが分かる，神戸地裁第3民事部裁判官の申し合わせ事項」（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し，神戸地方裁判所長（以下「原判断庁」という。）が，本件開示申出文書は作成又は取得していないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は，妥当である。

### 第2 事案の概要

本件は，苦情申出人からの本件開示申出文書についての裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し，原判断庁が平成27年12月7日付けで原判断を行ったところ，取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ，取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

### 第3 苦情申出人の主張の要旨

- 1 神戸地方裁判所は，以前，苦情申出人に対し，平成23年12月16日付けの「事件の回付処理について」と題する神戸地方裁判所常任委員会申合せ事項を開示しているから，裁判官の申合せ事項は，司法行政文書に当たる。
- 2 苦情申出人は，債権者代理人として，神戸地方裁判所に係属していた破産事件において，同裁判所第3民事部に対し，具体的な免責不許可事由を記載した免責意見を提出したところ，破産管財人が具体的理由を一切記載せずに免責不

許可事由はないとする免責に関する意見書を提出しただけなのに、同部裁判官は、「破産者には破産法252条1項各号に掲げる免責不許可事由に該当する事実は認められない。」とだけ判示して免責許可決定をし、大阪高等裁判所も、破産管財人において必要な調査をしていることは明らかであるなどとした。

また、別の破産事件においても、非常に複雑な事情があったにもかかわらず、同部裁判官は、同様の判示をして免責許可決定をした。

このような経験からすれば、本件開示申出文書が存在することは明らかである。

#### 第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

最高裁判所事務総長の説明は、理由説明書によれば、以下のとおりである。

##### 1 最高裁判所の考え方

原判断においては、本件開示申出文書は作成又は取得していないとして不開示としたが、当該判断は妥当である。

##### 2 理由

本件開示申出文書は、司法行政事務を処理する目的の有無にかかわらず、作成又は取得されたことはなく、神戸地方裁判所に存在しない。

なお、本件開示申出文書は、個々の破産事件の処理に関する複数の裁判官の申合せを対象とするものであると考えられるところ、このような文書は専ら裁判事務に関して作成された文書であって、司法行政事務に関して作成された司法行政文書ではないから、仮に存在するとしても、そもそも裁判所に対する文書開示手続の対象とはならない。

#### 第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 平成28年1月13日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同月21日 苦情申出人から意見書及び資料を收受

- ④ 同年2月22日 審議
- ⑤ 同年3月7日 審議
- ⑥ 同月22日 審議

## 第6 委員会の判断の理由

### 1 本件開示申出について

本件開示申出は、苦情申出人から、神戸地方裁判所に対し、どのような場合であれば、具体的な免責不許可事由を主張している破産債権者の免責意見を100パーセント無視することになっているかが分かる同裁判所第3民事部裁判官の申合せ事項の開示を申し出るものである。

これに対し、原判断庁は、本件開示申出文書は、作成し、又は取得していないとして不開示の判断をしたところ、苦情申出人は、本件開示申出文書は存在するとして苦情の申出をしたが、最高裁判所事務総長は、原判断を妥当としている。

- ### 2 本件開示申出の内容によれば、苦情申出人は、裁判官が免責許可申立事件について審理する際、破産債権者から出された免責不許可事由が存在する旨の主張を全く考慮せずに免責許可の決定をすべき旨の裁判官による申合せが存在することを前提に、当該申合せを記載した文書の開示を求めていると解される。
- しかしながら、破産法においては、裁判所は、免責許可の申立てがあったときは、破産債権者が裁判所に対し意見を述べることができる期間を定めなければならないとされ（同法251条1項）、その期間経過後において、同法252条1項各号に掲げる事由のいずれにも該当しない場合に免責許可の決定をすることとされているのであるから、破産債権者から免責に関する意見が提出された場合には、それを斟酌して免責許可の可否を判断することが同法の要請であり、同意見を考慮せずに免責許可の決定をすべき旨を申し合わせることは、同法に反することになるのであって、そのような申合せが存するとは考えられず、苦情申出人の主張をもってしても、そのような申合せが存在することを推認す

ることはできない。そうすると、本件開示申出文書が神戸地方裁判所に存在しないとする最高裁判所事務総長の説明は合理的である。

なお、苦情申出人の主張によれば、苦情申出人は、自らが免責許可申立事件において破産債権者代理人として意見書を提出したにもかかわらず、そこに記載した意見について、免責許可決定において言及がされなかったことから、本件開示申出をしたことがうかがわれるが、具体的な裁判手続における不服は、当該裁判手続における不服申立ての手続等において述べられるべきものであって、そのような不服がある場合に、司法行政文書の開示の申出等を行うことは、司法行政文書の開示の手続が予定していないものというべきである。

- 3 以上のとおりであるから、本件開示申出文書は作成し、又は取得していないとして不開示とした原判断については、神戸地方裁判所においてこれを保有していないと認められるので、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長                    高   橋                    滋

委                    員                    久   保                    潔

委                    員                    門   口   正   人